

## 第 200 回：法人における「交際費」と「会議費」の違い

得意先や仕入れ先などの人々と交流する機会が多くなると、接待にかかる費用も増えてきます。接待にかかる費用は会議費と交際費に分類されます。今回は会議費と交際費の違いについて解説します。

### ■「会議費」と「交際費」の違い

「**会議費**」は、社内で行われた会議や取引先との打ち合わせで発生した費用のことです。会議で使用する会場の使用料や会議の書類作成費用、会議の際に出したお弁当や飲み物、お菓子などの費用が含まれます。

「**交際費**」は、取引先や得意先など外部の事業関係者に対して接待・慰安のために使う費用のことです。事業を行う上で必要な外部関係者との懇親を図る目的で行う食事などは交際費となります。

### ■交際費と会議費の 5,000 円<sup>\*1</sup>基準

交際費と会議費の一番の違いは、外部の事業関係者との飲食代のうち、1 人当たり 5,000 円を超えるものは交際費、5,000 円以下であれば会議費で会計処理できる、ということです。ただし、交際費から除外し、会議費にするには、次の要件を記載した領収書やレシートが必要です。

#### ◆交際費から除外できる飲食代の領収書・レシートの要件

- ① その飲食等のあった年月日
- ② その飲食等に参加した得意先、仕入れ先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食等に参加した者の数
- ④ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- ⑤ その他参考となるべき事項

国税庁：交際費等(飲食費)に関する Q & A <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/5065.pdf>

会議費は全額経費として計上できますが、交際費は制限があります。中小企業<sup>\*2</sup>の場合は、交際費は 800 万円まで<sup>\*3</sup>認められています。ちなみに、個人事業主の場合は事業のために使用した費用であれば、会議費・交際費いずれも全額経費として計上することが認められています。

従って、法人の場合は会議費として計上出来る領収証にはしっかりとメモを残しておく必要があります。

ご不明な点等ございましたら、当事務所までいつでもご相談ください！

<sup>\*1</sup> その事業者の経理処理が消費税抜きであれば税抜きで、消費税込みで経理処理を行っていれば税込みでの金額となります。

<sup>\*2</sup> 期末の資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である等の法人。

<sup>\*3</sup> 800 万円に該当事業年度の月数を乗じ、これを 12 で除して計算した金額に達するまでの金額を超える部分の金額を限度とする。